

会 議 金 録

会 議 の 名 称	令和 7 年度第 1 回戸田市バリアフリー基本構想推進協議会
開 催 日 時	令和 7 年 5 月 9 日（ 金 ） 1 0 時 ～ 1 1 時 3 0 分
開 催 場 所	戸田市文化会館 3 0 4 会議室
会 長 氏 名	久保田 尚（埼玉大学大学院 教授）
出 席 者 氏 名	菅原 麻衣子（副会長）、猫本 力、石原 純子、内海 靖美、渡辺 千鶴子、 秋元 淑子、飯田 直子、中目 尚之、横田 秀子、小山 一美、 中洲 啓太（代理：児玉 憲一）、佐藤 潤、落合 誠（代理：斎藤 光紀）、 川幡 嘉文、久武 雅人、船津 宗和（代理：柴田 智和）、 渡邊 昌彦、山上 睦只、秋元 幸子、香林 勉、櫻井 聡、後藤 英明、 早川 昌彦、川和田 亨（代理：梶山 浩）
欠 席 者 氏 名	上田 正雄、藤田 茂
説 明 の た め 出 席 し た 者	無し
事 務 局	都市整備部 熊木次長 都市計画課 今泉課長、寺本副主幹、茂原主事、早間主事、原口主事
進 行 概 要	1 開会 2 挨拶 3 委員及び事務局紹介 4 議題 （ 1 ）特定事業計画の進捗管理について （ 2 ）後期期間の開始に伴う特定事業等の見直しについて （ 3 ）まち歩き方法等について （ 4 ）その他
会議の結果	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり
配 布 資 料	・ 次第 ・ 委員名簿 ・ 協議会要綱 ・ 資料 1 - 1：特定事業計画の進捗管理について ・ 資料 1 - 2：交通安全特定事業の実施報告について ・ 資料 1 - 3：前期・継続・順次の特定事業計画一覧表 ・ 資料 2：後期期間の開始に伴う特定事業の見直しについて ・ 資料 3 - 1：まち歩き方法等について ・ 資料 3 - 2：特定事業計画一覧表（これまでに完了となったもの） ・ 資料 4：今後のスケジュールについて

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<u>1 開会</u>
会長	<u>2 挨拶</u>
事務局	<u>3 委員及び事務局紹介</u>
会長	<u>4 議題</u>
事務局	議題(1)特定事業計画の進捗管理について、事務局より説明願います。
事務局	(内容説明 資料 1 - 1、資料 1 - 2、資料 1 - 3)
事務局	続いて、議題(1)につきましては委員の皆様から事前にご意見を募集し、いくつかご意見をいただきましたので、事務局より発表いたします。 北戸田駅において、ホーム上の階段空間脇の通路が狭く、ベビーカーなどが通りづらそうにしていた。 県道新曽川口線(オリンピック通り)において、自転車がかんりのスピードで通る光景を目にするので、対策をしてほしい。 イオンモール北戸田周辺はマンションや工場が多く、車通りが多いため、道路の凹凸が気になる。また、北戸田駅からイオンモール北戸田までの歩道が狭いと感じる。 市内道路の歩道において、片側が広くてもう片側が狭い等、広狭にばらつきがある道路が見受けられる。 歩道上に植えられている植栽について、幅員の狭い歩道については、歩行者が通行する幅員が確保できるよう、植栽が無くて良いのではないか。

会長	高齢者の中には目が悪い方も多いので、街灯を明るくすることを検討してほしい。夜でも室内の照明程度の明かりがあればと思う。 戸田駅西口駅前広場と T-FRONT の横断歩道について、駅前ということもあり信号機が無いため、渡るタイミングがつかめないことが多々ある。信号機があった方が良いと感じる。 戸田公園駅に国際興業バスと toco バスのバス停があるが、案内表示が少し分かりづらいと感じる。行き先が複数あるため、屋根等に分かりやすい案内があれば良いなと思う。 音響付き信号機について、全盲の方からのご意見で、出勤・帰宅の時間帯に音が鳴っていない信号機がある。場所によるとは伺っているが、朝 8 時から夕方 16 時ぐらいまでしか鳴っていないという話を聞いたことがある。 音響付き信号機のある交差点において、近隣住民の方との調整などで折り合いが難しいとは思いますが、今後に向けて、ただ設置するだけではなく、当事者の利用状況に沿った形で活用されることが望ましいと思う。 「ビーンズ戸田公園」内にあるサミットのスタッフさんが、白状の方や車椅子の方に対してすごく丁寧な対応をして下さっている。心のバリアフリーの周知・啓発の一環として、このように頑張っている企業を良い例として周知できたらと思うし、市民や事業者のバリアフリーへの意識も上がるのではないかなと思う。戸田市の YouTube で、市長が企業紹介をしている動画があるが、そのような市民・事業者の方の目につく形で周知や啓発ができれば良いなと思う。 事前にいただきましたご意見は以上です。 それでは、事前にいただいたご意見に対して、事務局等から回答をお願いいたします。
-----------	--

委員	～ 北戸田駅のホームに係るご意見について～ JR 東日本大宮支社から回答いたします。 日頃より弊社事業ご理解ご協力いただいております。 戸田駅の方では、特定事業計画の中で定めるホームが狭くなっている箇所について、点字ブロックの設置やホームの端を赤くして転落を防止するＣＰラインの設置という施策を行っております。北戸田駅のホーム上の幅員について、ルールとして必要な幅員が確保されるよう整備する規定があり、これに基づいて計画を立てておりますが、ご意見のとおり、他のホームの部分に比べて狭くはなっている箇所がございます。一部を広げようにも、他の構造物との関係や新幹線も通っている状況も踏まえ、なかなか早期に対応はできないというような状況もございますので、表示や案内、音声での案内という形を必要に応じて今後検討させていただきたいと思っております。また、今後の方針として、２０３１年度に向けて各路線でホームドアを３３０駅に整備することとしております。これは物理的にお客様がホームに転落しないような壁ができることとなります。そのため、ホームドアを越えて落ちてしまうリスクはなくなると考えます。しかし、壁がホーム両側にできますので、圧迫感や多少狭くなる場所が生まれることは想定され、ベビーカーが通りにくいというご意見には少し相反してしまうかと思っておりますが、お客様がホームに転落してしまうというリスクはそれで抑えられると思っております。順次準備が整い次第、各路線でホームドアの整備を進めておりますので、引き続きご理解ご協力いただければと思います。
事務局	～ 道路整備に係るご意見について～ 事務局から回答いたします。 まず道路につきましては、国が管理する国道、埼玉県が管理する県道、戸田市が管理する市道がございます。国道及び県道において、凹凸により支障が出ている等がございましたら、状況を把握次第、国や県へ適時修繕をお願いしております。 同様に市が管理する道路につきましても、修繕が必要な箇所があれば、適時修繕をしております。また、歩道の幅員につきましては、道路の大規模工事の際に考慮して整備を行っております。 いずれにしても、市民の皆様からのご意見も踏まえ、道路上の危険な箇所

委員	所については適時対応させていただいておりますので、ご安心いただければと思います。道路については、以上となります。 ～ 戸田駅西口駅前広場と T-FRONT の横断歩道に係るご意見について～ 蕨警察署から回答いたします。 当該交差点について、戸田駅を背にいただきまして左右の交差点に大きな信号機が設置されております。この信号機が設置されている区間が、信号機設置の指針に明示されている概ね 150m の間隔をとって信号機を設置するという内容に基づいた区間となっております。蕨警察署に対しても、他の市民の方々から、当該横断歩道が渡りづらいという要望等が出ておりまして、現在、県警本部とも調整をしながら、設置等ができるものかどうかについて検討しているところです。どうしても短い区間に横断歩道が複数点在してしまうと、交通の流れにも影響することとなります。周囲の状況や交通への影響を踏まえ、まずは信号機、押しボタン式信号機等の設置が可能かどうか、現在蕨警察署と県警本部の方で調整させていただいておりますので、引き続き検討させていただきます。
事務局	～ 戸田公園駅のバス停案内表示に係るご意見について～ 事務局から回答いたします。 令和 7 年 4 月付けで、公共施設における「公共サインガイドライン」を策定いたしました。本ガイドラインは、市民や施設利用者の皆様にとって分かりやすく、統一感のある公共サインを普及させるために標準デザインを示したものになります。本ガイドラインを活用し、toco バスも含めた路線バス等においても、バス事業者の方々とも連携をさせていただきながら、利用者に分かりやすいデザインを広めていきたいと考えております。
委員	～ 音響付き信号機の音が鳴る時間帯に係るご意見について～ 蕨警察署から回答いたします。 現在、新規に設置する音響付き信号機については、24 時間運用実施という形で設置させていただいております。しかしながら、こちらのほうも、周辺の住民の方々の協力やご支援をいただく必要がございます。音量の調整等について、昼間の時間帯と夜間の時間帯に分けて設置をさせていただいておりますが、設置から年数が経っている場所については、調整等が行

	き届いてないところがございます。こちらについては、設置場所の状況、利用者の方々の状況を踏まえ、県警本部とも調整しながら実施しているところでございますので、ご協力いただければと思います。
事務局	～ 店舗スタッフのバリアフリー対応に係るご意見について～ ビーンズ戸田公園内サミットのスタッフ様が白杖の方や車椅子の方に対してすごく丁寧な対応をしてくださっており、このようなバリアフリー関連の良い情報を周知、啓発したらどうかというご意見につきまして、戸田市公式の YouTube で市長の企業訪問等を公開しておりますが、このようなトピックの中でバリアフリーに関する内容についても触れることができるかどうか、関係課に事務局から働きかけてまいりたいと思います。
会長	ありがとうございました。 改めまして、議題（１）特定事業計画の進捗管理について、ご意見、質疑等がございましたら挙手をお願いします。
委員	戸田市バリアフリー基本構想に定める特定事業において、１０年間で前期と後期に分けて実施するという計画が前提としてあるかと思うのですが、特定事業を実施するにあたり、事業としての総予算規模はどれくらいになるのでしょうか。事業ごとに様々な事業主体があり、事業によっては国の補助が充てられている等で複雑になっているとは思いますが、全体の予算規模がどれくらいで、完了した部分において戸田市はどれくらいの支出をしているのかを明確にしていきたい。
事務局	１２月に第２回戸田市バリアフリー基本構想推進協議会の開催を予定しております。いただいたご意見について、関連する予算について確認させていただき、第２回協議会で報告させていただきます。
会長	その他、ご意見等が無いようでしたら、議題（１）特定事業計画の進捗管理につきましては、ご承認いただくということによろしいでしょうか。（出席の全委員からの異議なしをもって、議題（１）「特定事業計画の進捗管理について」を承認。）

会長	続いて、議題(2)後期期間の開始に伴う特定事業等の見直しについて、事務局より説明願います。
事務局	(内容説明 資料 2)
会長	ありがとうございました。議題(2)後期期間の開始に伴う特定事業等の見直しについて、意見、質疑等がございましたら挙手をお願いします。
副会長	資料 2 のうち、「 2 特定事業の評価(人的対応・心のバリアフリーの推進も含む)」につきまして、人的対応・心のバリアフリーの推進も含むということですが、人的対応・心のバリアフリーの推進の評価についてはどのように評価するのか、現状の案を教えてくださいませんか。
事務局	戸田市バリアフリー基本構想の 9 2 ページに「教育啓発特定事業(心のバリアフリー)」として、心のバリアフリーに関する特定事業を記載しております。項目としては、障害理解の周知啓発や学校教育活動での教育啓発。体験・学習による教育啓発の機会の創出があり、それぞれ事業内容が記載されております。 この事業内容について数値等で示せる物がありましたら、担当課と調整の上、進捗について報告をさせて頂きたいと思います。 また、その内容によっては文章的な表現でのご報告になる可能性もございますので、その点ご承知おき頂ければと思います。 以上になります。
副会長	ありがとうございます。なかなか評価が難しい内容と思い、お伺いした次第です。基本構想の 9 2 ページに書かれている事業内容につきまして、取組を具体的に何回くらい実施しているのか、どのような内容なのか、どのくらいの時間をかけて実施しているのか、研修等を受けて学んだ事が実際に行動に結びついているのかというところまで見ることで、本当の意味での評価になると思いますが、現実的にはそこまで評価を行う難しさはあると思います。 少なくともこの事業内容における実施状況の詳細を把握するという点は非常に大事なので進めていただき、障害者差別解消法の改正により民間

	事業者による合理的配慮の提供についても義務化されたという新しい動きもありますので、接遇や合理的配慮の提供に対する理解とそれに基づいた行動等、可能な限り捉えられると良いなと考えます。 また、議題（１）で良い事例としてサミットさんの接遇について挙げられておりましたが、その良さはどこから来ているのか、どういう研修をされているのか、このような点を教えていただくことで他の事業者様にも活かしていただけるのであれば、非常に大きな成果になると思います。良くできていると褒めるだけではなく、どうしたら良くなるのかというところまで掘り下げていただけると良いなと考えます。
会長	その他、ご意見等が無いようでしたら、議題（２）後期期間の開始に伴う特定事業等の見直しにつきましては、ご承認いただくということによろしいでしょうか。 （出席の全委員からの異議なしをもって、議題（２）「後期期間の開始に伴う特定事業等の見直しについて」を承認。）
会長	続いて、議題（３）まち歩き方法等について、事務局より説明願います。
事務局	（内容説明 資料３－１、資料３－２）
会長	ありがとうございました。議題（３）まち歩き方法等について、意見、質疑等がございましたら挙手をお願いします。
委員	ここ５年くらい、まちが目に見えて変わってきてまして、バリアフリーの観点からも様々なものが便利になってきており、本当にありがとうございますという思いです。前の議題でご意見があったように、信号機の音や街灯の明るさ等のこれからの課題もある一方、心のバリアフリー等の褒めるべき良い事例があると思います。今回実施するまち歩きワークショップにおいて、皆で歩きましょうという形も良いですが、平日の昼間だけではなく、朝や夕方のラッシュ時、夜間、天気が悪い日等のパターンごとにご意見をいただけるような工夫があると良いと考えます。基本的なものは平日で良いと思うのですが、パターンごとに意見を出せるように配慮した方法があると良いと思います。例えば参加者がまち歩きルートを日常的に通

	っていて、パターンごとに実際に歩いた時の写真や動画の提出も可能とすれば、より分かりやすいのではないかと思います。 また、心のバリアフリーについて、後日小学校の福祉の授業に講師として伺うのですが、このような活動も増えていくと良いなと思います。 まとめますと、まち歩きワークショップをもう少し幅広い目線で見ること、より良いご意見が出てくるのではないかと考えます。
事務局	貴重なご意見ありがとうございます。資料の説明の中で、まち歩きのルートについては参加者の皆様のみにお知らせしますと説明いたしましたが、都合がつかなく参加が難しい方につきましてもルート等のご案内をさせていただき、後日ご意見を提出できるような形を取らせていただきたいと思いますと考えております。まち歩きの時間帯の設定やワークシートの内容等につきましてはこれから詳細を決めてまいりますので、ご意見を参考にさせていただきますと思います。
会長	その他、ご意見等が無いようでしたら、議題（３）まち歩き方法等につきましては、ご承認いただくということでよろしいでしょうか。 （出席の全委員からの異議なしをもって、議題（３）「まち歩き方法等について」を承認。）
会長	続いて、議題（４）その他について、事務局より説明願います。
事務局	（内容説明 資料４）
会長	本年度の３月に基本構想の見直しということについて、議題（２）における資料２の図１を見ると、令和７年度、令和８年度頃に効果検証を行い、そのあと改善検討となっておりますが、この内容と資料４のスケジュールはどういう関係になっているのでしょうか。
事務局	先程の議題で説明させていただいた通り、今回のまち歩きワークショップ等の実施によって、基本構想で定める特定事業計画の変更・追加が考えられ、特定事業計画に変更が生じる場合、結果として基本構想の変更が必要となります。

	以上を踏まえ、令和８年度からの後期計画に向けて、令和７年度中に特定事業計画の見直しのための検証作業を行い、加えて基本構想の一部見直しが必要に応じて発生すると考えておりますので、資料４における表現としては「戸田市バリアフリー基本構想の見直し」とさせていただいております。
会長	期間内に必要な見直しを行う可能性があり、それが本年度の３月だということですね。
事務局	はい、おっしゃるとおりです。 そのため、見直しが発生した場合、基本構想の冊子は更新版として新たに作成させていただく予定です。 なお、基本構想そのものの次期計画としての改定は、戸田市移動等円滑化促進方針も含め、令和１２年度に予定しております。
会長	ありがとうございます。 その他、ご意見等が無いようでしたら、議題（４）その他につきましては、ご承認いただくということでよろしいでしょうか。 （出席の全委員からの異議なしをもって、議題（４）「その他」を承認。）
会長	議題は以上となりますが、本市のバリアフリーに関する内容等、ご意見、ご要望がありましたら挙手をお願いします。
委員	民間事業者による障害者に向けての合理的配慮が義務化されたということですが、戸田市として市内店舗にこのような配慮をしてくださいといったことは言えるものなのでしょうか。戸田市は全体的に水が浸かる地域ということもありまして、段差になっている箇所が多いです。車椅子のため入れないお店が結構ありまして、どこが入れるのか個人的に調べている状態です。合理的配慮ができるお店がバリアフリーマップのなかに反映されていくのか、公共施設だけなのか、ドラッグストアや飲食店等の店舗も今後増えていく予定なのかを知りたいです。 また、昨今南海トラフ地震や富士山の噴火が起きるのではないかと

事務局	ニュースが出ていたりしますが、災害時に障がい者の方や高齢者の方が安全に避難できるのか、非常に不安を感じています。電動車椅子の場合は電源が切れた段階で全く動けなくなってしまいます。 バリアフリー基本構想においてこの話題が適切かは分かりませんが、このような不安が解消できたら良いなと思います。 ご質問ありがとうございます。 まず民間事業者の合理的配慮の義務化についてですが、先日商工会にご協力をいただきまして、商工会の会報で事業者様の合理的配慮が義務化になりましたというお知らせを、QRコードを活用して周知させていただいたところですが、また、民間店舗のバリアフリーの状況につきましては、バリアフリーマップに随時情報を落とし込んでおり、事業者様から相談があった際には当該マップの情報を随時更新しております。バリアフリーマップそのものについての周知も定期的に行っておりますので、引き続き継続して実施してまいりたいと考えております。 避難経路等につきましては、このバリアフリー基本構想では具体的に触れられてはおりませんが、危機管理防災課を含む所管課とご意見について共有させていただきます。
委員	災害があった際に避難経路がバリアフリー化されていなければやはり意味がなく、戸田市の土地柄も踏まえると液状化現象も想定されます。このような点も含めて避難時にどのように移動すれば良いのか、身動きがとれないことも想定される中でどこの場所まで避難できれば大丈夫というような情報は必要と考えます。また、充電器について調べてきたところ呼吸器系のほうが重要視されており、電動車椅子の移動についてはあまり想定されていないといわれています。 全員が分かりやすく、納得できるものが、バリアフリーの取組と危機管理の取組の両方で、二人三脚で出来たら良いなと一市民としての要望でございます。

事務局	避難所までの経路に関しましては、危機管理防災課へ本日のご意見をしっかりと共有させていただき、道路整備の観点からも障がい者の方が支障なく避難所までたどり着けるように、市として取り組んでいきたいと思っております。なお、避難施設のなかには、障がい者等の方も含めて避難された方が不自由なく、建物の入り口から部屋の移動において停電時でもエレベーター等が使えるように、非常用電源を設置しております。水没してしまった場合利用が難しいところがありますけれども、3日間耐用の非常用電源設置しております。またコンセントにつきましても、携帯が最低限使える程度の充電ができるように、非常用電源の系統にしています。引き続き危機管理防災課と連携し、避難所の整備についても避難者の皆様が使いやすいように整備していきたいと考えております。
会長	副会長に教えていただきたいのですが、民間事業者等の合理的配慮が努力義務から義務になったことについて、この内容については今後どう対応していくのか、どのような認識を持つことが重要と考えられるのでしょうか。
副会長	まずは合理的配慮が義務化されていることについて社会的な認識を高めていく必要があると思います。私どもの大学では、教員向けの合理的配慮に関する研修がたびたび行われており、障害のある学生から申し出があった際に、申し出に対して建設的な対応の場を設け、合理的配慮として何がどこまでできるだろうか、過重な負担になってしまうことも考えられるため、その点の対応もしっかりやっていくことについて教員自身も非常に勉強しており、これらに基づいて実際に合理的配慮を提供するということを行っております。大学や小さな店舗等の様々なところで、合理的配慮について社会に広げていく取組がスタートしたところですので、これから社会として認識と理解を高め、深めていけるかだと思います。なにより合理的配慮については、障害のあるご本人から申し出があったときという条件付きという点もありますので、本人から伝えていくことで合理的配慮できるという仕組みを当事者の皆様にも理解していただく必要があります。一方で、知的障害や精神障害のある方々は本人から申し出ができるかということについては、引き続き課題が残っています。いずれにしても、まずは合理的配慮について知ることが非常に重要になってきますし、このような

	場で皆様と共有していくことが非常に大事なのではないかと思います。
会長	ありがとうございます。非常に勉強になりました。
委員	バリアフリーに係るインフラ整備も進めていかなければならないと認識しておりますが、過去の建築基準法の改正により、新築住宅の階段等に関しては、一定の基準で手すりをつけなければいけないという規定に変わっていたかと思います。そのような中で、その規定が反映される前に建てられた民間の管理会社もしくはマンションの管理組合が管理する建造物に対して、バリアフリーに係るインフラ整備を進めるための助成をぜひ戸田市として考えていただければと思います。他自治体では、災害時の避難経路として集合住宅等の共有部分における助成を行っている事例もございます。公共施設の整備だけでなく、民間施設整備に対する支援や事業者が腰を上げやすいような施策をご検討いただければと思っております。
事務局	ご意見ありがとうございます。本市では住宅の専用部のみですが、補助制度を運用しております。また、本日のご意見も踏まえ、より市民の皆様にも周知ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。
委員	例えばケアを受けていらっしゃる方に対して、住宅の一部をバリアフリー化するための補助等、個人的な部分での補助があることは認知しております。そうではなく、マンション等の集合住宅系でのバリアフリー化についてです。建築基準法の改正前に建てられた建物の共有部の階段等に手すりが無い場合もあり、手すりを管理組合の実費で計上しようと思った時に、1物件あたり2万円、3万円でも良いので補助があれば良いなと思います。
事務局	ご意見承知いたしました。担当課にも共有させていただきたいと思えます。 また戸田市ではバリアフリー改修工事に伴う固定資産税の軽減制度がございます。こちらにつきましては、高齢者や障がい者の方がバリアフリー改修を行った場合に、対象面積に制限はございますが、固定資産税の3分の1が軽減されるという制度です。

委員	私の障害は弱視という状態で、文字の読み書きが難しい中で生活しております。情報共有という点でお話させていただければと思います。視覚障害があると、毎日記憶の中で生活をしている状況です。そのため、市役所の中で時々改修工事を実施されていて行き止まりになっていることや、裏口が封鎖されていることが分からない状況があります。そうした時に「今ここは工事中で通れませんので迂回してください。」等の声かけや音声による案内があるととても助かります。このように音で何かお知らせいただけるようなものを今後検討していただければと思います。
事務局	ご意見ありがとうございます。庁舎管理を行う担当課がございますので、そちらに今のご意見を共有させていただきます。
会長	ありがとうございました。その他ご意見が無いようですので、私の進行は以上とさせていただき、進行を事務局に戻します。
事務局	○事務連絡 以上